

令和5年2月8日(水)  
四街道市 報道発表資料



## 四街道市長の育児休業の取得について

私、四街道市長鈴木陽介は、昨年誕生した第3子の育児休業を2月13日から5日間取得します。

子育てしやすい街づくりに全力で取り組む四街道市の市長として、自らが率先して育児休業を取得することにより、市役所内の意識転換を図るとともに、子育て世代の父親の育児休業に対する、社会全体の理解を促したいとの思いから取得するものです。

男性の育児休業については、依然として社会で十分には浸透しておらず、本市男性職員においても、その取得率は約21%とお隣の千葉市男性職員の90%超の取得率と比べて、非常に低い状況となっています。

なお、育児休業中においても、災害等の緊急時には登庁するほか、重要案件にはリモートワーク等で対応いたします。

### ■ 育児休業の取得期間

2月13日(月)～2月17日(金)

### ■ 育児休業中の対応

- ・災害等緊急時には登庁できる態勢を確保
- ・重要案件にはリモートワークや時短勤務を活用

### ■ 参考

<市男性職員の育児休業の取得率>

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
取得率	6.3%	25.0%	21.1%

### お問い合わせ先

- ・市長の育児休業の取得に関すること  
経営企画部秘書課 担当:小川、高橋  
☎ 043-421-6164
- ・職員の育児休業の取得に関すること  
総務部人事課 担当:古川、田村  
☎ 043-421-6105